

令和8年度 定時総会

議 案 書

日 時 令和8年6月18日(木)午後1時30分
場 所 ホワイトパレス 多目的ホール
富士市青島200-1



公益社団法人 富士市シルバー人材センター

住 所 富士市南町1番3号

電 話 (0545) 53-1150

F A X (0545) 53-1151

U R L <https://webc.sjc.ne.jp/fuji/>



公益社団法人 富士市シルバー人材センター憲章

わたくしたち 富士市シルバー人材センター
会員は 互いに力を合わせ その知識と経験を
社会に役立たせ 地域社会の中で健康で生きが
いのある生活を営むことを求め すべての会員
にゆきわたる福祉を追求し 高齢化社会におけ
る新しい社会をつくり出すため

- 1 わたくしたち会員は 富士市の青空と緑の
もとで共に働き 互いに働く意欲を高めあい
その自立 自助の努力によってシルバー人材
センターを支え 働く機会の確立に努めるも
のとする
- 2 シルバー人材センターは 広く地域社会の
理解と支援の中で 会員の福祉はもとより
地域社会の発展に寄与するよう会員の自主
性に基づき 民主的に運営されるものとする

令和8年度 第77回定時総会次第

1 開 会

2 表 彰

3 理事長挨拶

4 来賓祝辞

5 議 事

(1) 議 長 選 出

(2) 資 格 審 査 報 告

(3) 議事録署名人選出

(4) 議 案 審 議

報告第1号 令和7年度事業報告について

第1号議案 令和7年度決算について

監査報告

報告第2号 令和8年度事業計画について

報告第3号 令和8年度収支予算について

(5) 議 長 退 任

6 閉 会

目 次

令和8年度表彰者名簿	1
令和8年度安全標語入選作品	2
報告第1号 令和7年度事業報告について	3
第1号議案 令和7年度決算について	11
監査報告	20
報告第2号 令和8年度事業計画について	21
報告第3号 令和8年度収支予算について	26

参考資料

* 公益社団法人富士市シルバー人材センター定款	30
* 令和8年度賛助会員名簿	37

令和8年度 表彰者名簿

会 員

氏 名 (敬称略)	所 属 支 部 名
望 月 貞 男	富 士 駅 南 支 部
半 田 満 昭	須 津 ・ 浮 島 支 部
菊 池 繁 美	原 田 支 部
村 上 宗 男	岩 松 支 部
遠 藤 和 幸	富 士 駅 南 支 部
金 田 英 俊	天 間 支 部
岩 田 富 男	伝 法 支 部
勝 又 晋	鷹 岡 支 部

令和8年度 安全標語入選作品

最優秀賞 安全は 基本動作の 積み重ね
天 間 支 部 望 月 重 房

優 秀 賞 いま一度 慣れた仕事を 再確認
広 見 ・ 石 坂 支 部 青 木 幹 治

優 秀 賞 危険箇所 声かけ合って 事故防止
広 見 ・ 石 坂 支 部 藤 井 修

佳 作 安全は ゆっくり 慌てず 手を抜かず
富 士 駅 北 支 部 江 藤 照 信

佳 作 気を抜かず、油断大敵、事故の元
神 戸 ・ 富 士 見 台 支 部 末 次 信 幸

佳 作 帰宅まで 事故を起こさぬ 心掛け
神 戸 ・ 富 士 見 台 支 部 五 十 嵐 正 伸

報告第1号

令和7年度事業報告について

公益社団法人富士市シルバー人材センター令和7年度事業報告について、定款第36条第2項の規定により総会に報告する。

令和8年6月18日提出

公益社団法人 富士市シルバー人材センター

理事長 増田正之

令和7年度事業報告

1 事業概要

令和7年度は、エネルギー価格の高騰や米など食料品をはじめとする物価高によって、市民生活は大きな影響を受けていますが、フリーランス法に対応した請負（委任）における包括的契約への移行などによって、当センターの事業運営は大きく変化することとなりました。

会員拡大については、シルバーポイント制度の継続的な運用をはじめ、産業関連団体が開催したイベント等における入会勧誘、さらには高齢者活躍人材確保育成事業を通じた入会促進を図り、192人が入会しましたが、会員の高齢化や家庭の事情及び就業機会の減少などにより、退会者は263人と大幅な増加となりました。

その結果、会員数は前年度より71人減となる1,232人となり、令和7年度の事業計画目標を大きく下回りました。

受託事業については、経済活動の活発化のほか、労働者不足による受注増が見込まれたものの、請負・委任と派遣事業を合わせた就業延人員は133,087人日で、事業計画目標を達成することはできませんでした。しかし、静岡県最低賃金への対応やシルバー派遣の増加により、契約金額は前年度より微増となる663,060千円となり事業計画目標を達成しました。

安全・適正就業については、就業現場の巡回パトロールの強化や就業開始時における注意喚起のほか、草刈り作業時の飛び石事故防止のためハサミ切式草払機等の使用を進めました。また、空調付き作業服等の購入に加え、虫刺され時の応急用品の頒布を行いました。また、さまざまな場面で就業中の事故等が発生した結果、団体傷害保険適用事故は10件の増、一方賠償責任保険適用事故は4件の減となりました。

デジタル化の推進については、「Smile to Smile」の普及を進め、全会員の50%を超える619人の登録をいただき、シルバー事業の円滑化を加速することができました。

以上が事業の概要であり、令和7年度の事業活動の内容は以下のとおりです。

2 事業活動の内容

(1) 会員の入退会状況

ア 会員数（令和7年度目標 会員数 1,340人）

区分	令和7年度	令和6年度	前年度比	入会者	退会者	増減
男性	860人	915人	94.0%	126人	181人	△55人
女性	372人	388人	95.9%	66人	82人	△16人
合計	1,232人	1,303人	94.6%	192人	263人	△71人

イ 入会理由

入会理由	人数	比率
生きがい、社会参加	64人	33.3%
仲間づくり	3人	1.6%
時間的余裕	28人	14.6%
健康維持	37人	19.3%
経済的	55人	28.6%
その他	5人	2.6%
合計	192人	100.0%

ウ 退会理由

退会理由	人数	比率
病気	67人	25.5%
シルバーを通じて就職	1人	0.4%
他で就職	36人	13.7%
死亡	18人	6.8%
転居	6人	2.3%
希望する仕事なし	25人	9.5%
就業機会なし	15人	5.7%
家庭の事情	28人	10.6%
会費未納	8人	3.0%
加齢	41人	15.6%
他団体へ加入	2人	0.8%
センター運営に不満	2人	0.8%
未回答	0人	0.0%
その他	14人	5.3%
合計	263人	100.0%

(2) 請負・委任事業実績（受託契約・包括的契約・独自事業）

区分	令和7年度	令和6年度	増減	前年度比
受注件数	4,942件	5,044件	△102件	98.0%
契約金額 (うち包括的契約)	565,222千円 (451,347千円)	574,562千円	△9,340千円	98.4%
就業延人員	115,777人日	119,420人日	△3,643人日	96.9%
就業実人員	956人	986人	△30人	97.0%
就業率	77.6%	75.7%	1.9ポイント	-

(3) シルバー派遣事業実績

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減	前年度比
受 注 件 数	150 件	124 件	26 件	120.1%
契 約 金 額	97,838 千円	88,291 千円	9,547 千円	110.8%
就 業 延 人 員	17,310 人日	15,788 人日	1,522 人日	109.6%
就 業 実 人 員	160 人	158 人	2 人	101.3%

(4) 総合就業実人員（請負・委任+派遣）

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減	前年度比
総合就業実人員	1,084 人	1,095 人	-11 人	99.0%

※総合就業実人員＝請負・委任事業等及び派遣事業のいずれかで就業した会員の実人員数

(5) 有料職業紹介事業実績

区 分	令和7年度	令和6年度
契 約 件 数	5 件	7 件
就 職 人 数	10 人	8 人
手 数 料	505 千円	198 千円

(6) 組織活動

ア 総 会（ホワイトパレス）

開催回	開 催 日	議 題 等
第76回	令和7年6月20日(金) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none">令和6年度事業報告について令和6年度決算について令和7年度事業計画について令和7年度収支予算について役員（理事・監事）の選任について

イ 理事会（富士市高齢者就業センター）

開催回	開催日	議題等
第303回	令和7年5月20日(火) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事業報告について 令和6年度決算について 発注者・会員表彰について その他
第304回	令和7年6月20日(金) 午後2時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 理事長・副理事長・常務理事の選任について
第305回	令和7年9月24日(水) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度配分金見積基準額について 事務費の額の改正について ハラスメントの防止に関する基本方針の制定について その他
第306回	令和8年1月22日(木) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 会員就業規約の一部改正について 地域支部活動要綱の一部改正について 職群班設置要領の一部改正について その他
第307回	令和8年3月18日(水) 午後1時30分～	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度収支補正予算について 令和8年度事業計画について 令和8年度収支予算について その他

ウ 部会・委員会等の活動状況

名称	回数	参加延人数
総務部会	5回	23人
事業部会	5回	29人
会報編集委員会	10回	34人
安全・適正就業委員会	6回	50人
女性委員会	7回	38人

エ 地域支部等の活動状況

名称	回数	参加延人数
富士南支部総会・役員会	4回	54人
富士駅北支部総会	1回	24人

オ 職群班の活動状況

名 称	回数	参加延人数
みどり友の会	1回	60人
公民友の会	1回	34人
シルバーライフサポート部会	1回	14人
整輪会	1回	33人

(7) 普及啓発活動

次の取組みを通じて、普及啓発活動に努めました。

ア 会報「シルバーふじ」の発行（3回）	4月・8月・1月
イ 「技能フェスティバル」で会員活動紹介と入会相談	8月16日
ウ 「商工フェア」で会員活動紹介と入会相談	11月1・2日
エ 「富士市民向け開催 就業相談会」入会相談	8月26日・10月30日・2月26日
オ [働きの場相談会]入会相談会の開催（鷹岡市民プラザ）	12月9日
カ 会員紹介キャンペーンの実施	10月期～3月期
キ 女性委員会による各種講習及びレクリエーション活動	年10回 延234人
ク 地方紙などへの報道提供	随 時
ケ シルバーポイント制度の拡充によるロコミ勧誘の活発化	随 時
コ LINE 公式アカウントによる情報発信	随 時

(8) 会員の研修・講習

研修等名称	回数	受講者数	内 容
入会説明会 新入会員研修会	24回	192人	入会希望者へセンターの説明ほか
キャリアアップ研修	2回	27人	シルバー派遣就労会員対象

(9) 就業機会の拡大

ア 就業機会創出員等が発注先を訪問し就業開拓に努めました。

公共関係	民間事業所	一般家庭	計
18件	37件	5件	60件

イ ホームページ及びセンター掲示板にて就業情報を公開（月2回更新）

ウ 理事長ほか役員が富士市長及び富士市議会議長を訪問し、公共事業発注の確保

及びセンター事業に対する支援について要望活動を行いました。 10月27日

(10) 高齢者活躍人材確保育成事業（厚生労働省静岡労働局委託事業）への取組

（公社）静岡県シルバー人材センター連合会が主催する地域の高齢者を対象とした技能講習会を3コース開催し、13人がセンターに入会しました。

(11) 安全・適正就業対策及び健康管理の推進

安全・適正就業を推進するため、第3次安全・適正就業対策基本計画に基づき次の事業を実施しました。

ア 安全・適正就業パトロール指導員等による個別訪問件数

公共関連事業	民間事業所	一般家庭	計
65件	199件	9件	273件

イ 「健康づくり講座」を実施し、延27人が参加しました。

ウ 「交通安全教室」を2回実施し、延53人が参加しました。

エ 定期健康診査等の受診を奨励し、受診率の向上を図りました。

オ 安全・適正就業委員会による重点パトロールを実施しました。（年3回）

カ 安全啓発に関する「安全ニュース」を全会員に配付しました。（年3回）

キ 安全就業ワッペン着用キャンペーンを展開しました。（7月）

ク 安全標語の募集とヒヤリハット事例の収集を行いました。

ケ 安全就業チェックシートを活用し、安全意識の向上を図りました。

コ 発注先で就業状況を確認するとともに「適正就業ガイドライン」を配付し、自主点検表などにより契約の適正化に向けた提案・調整を図りました。

サ 回転刃草払機による飛び石事故防止のため、鋏切式草払機の会員への貸出や斡旋販売を実施しました。

シ 草払機作業における事故撲滅のため、安全講習会を開催しました。

ス 暑熱環境下で作業をする会員を対象に、空調服購入助成を行いました。

セ 就業中の虫刺症の症状軽減を図るため、毒素吸出器の廉価頒布を行いました。

(12) 保険適用事故の件数

令和7年度にシルバー保険（団体傷害保険、賠償責任保険）の保険金を受けた

事故の件数は以下のとおりです。

ア 団体傷害保険適用事故 () 内は前年度の件数

区 分	男	女	計
就 業 中	19 件 (7 件)	4 件 (7 件)	23 件 (14 件)
就業途上	0 件 (0 件)	1 件 (0 件)	1 件 (0 件)
計	19 件 (7 件)	5 件 (7 件)	24 件 (14 件)

イ 賠償責任保険適用事故 () 内は前年度の件数

区 分	男	女	計
就 業 中	2 件 (6 件)	0 件 (0 件)	2 件 (6 件)
就業途上	0 件 (0 件)	0 件 (0 件)	0 件 (0 件)
計	2 件 (6 件)	0 件 (0 件)	2 件 (6 件)

(13) 入会相談

センターに来所した高齢者にシルバー人材センターの理念や仕組みを説明し、来所した相談者延 366 人に入会説明会への参加を案内しました。

(14) 調査研究活動

理事会において事業実績等を検討し、事業運営の改善を図りました。

(15) 独自事業

富士市高齢者就業センターにおいて、4つの自主事業講座を開講しました。

(16) 奉仕活動

当センターの活動を支えて頂いている地域社会への感謝の意を込めて、奉仕活動を実施しました。

月日	場 所	参加支部・職群班等	内容	人数
7/28	富士まつり会場	全会員	清掃	35 人
10/18	米の宮公園	富士駅北支部	清掃	24 人
10/19	早川沿い土手	富士南支部	清掃	22 人
2/28	富士市立田子浦幼稚園	みどり友の会	剪定	58 人

(17) デジタル化への取組

ア 会員向け Web サービス「Smile to Smile」及び LINE 公式アカウントを活用し、公平な就業機会の提供と就業マッチングのスピードアップに努めました。

イ 環境保護と経費節減のため、配分金支払明細の Web 閲覧化を推進しました。

第1号議案

令和7年度決算について

公益社団法人富士市シルバー人材センター令和7年度決算について、
定款第36条第2項の規定により総会の承認を求める。

令和8年6月18日提出

公益社団法人 富士市シルバー人材センター

理事長 増 田 正 之

公益社団法人 富士市シルバー人材センター

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

行番号	科目名称	当年度	前年度	増減
1	I 資産の部			
2	1 流動資産			
3	現金預金	21,632,386	33,802,824	△ 12,170,438
4	未収金	26,783,388	46,610,634	△ 19,827,246
5	貸倒引当金	0	0	0
6	立替金	0	0	0
7	仮払金	0	0	0
8	前払金	0	0	0
9	流動資産合計	48,415,774	80,413,458	△ 31,997,684
10	2 固定資産			
11	(1) 特定資産			
12	財政運営資金積立資産	40,000,000	40,000,000	0
13	財政調整資金積立資産	364,836	364,836	0
14	減価償却引当資産	19,274,484	17,136,190	2,138,294
15	退職給付引当資産	19,019,375	16,999,601	2,019,774
16	特定資産合計	78,658,695	74,500,627	4,158,068
17	(2) その他固定資産			
18	車両運搬具	5	2,052,630	△ 2,052,625
19	什器備品	442,622	528,291	△ 85,669
20	電話加入権	224,224	224,224	0
21	再資源化預託金	40,210	40,210	0
22	リース資産	0	981,214	△ 981,214
23	ソフトウェア	0	0	0
24	その他固定資産合計	707,061	3,826,569	△ 3,119,508
25	固定資産合計	79,365,756	78,327,196	1,038,560
26	資産合計	127,781,530	158,740,654	△ 30,959,124
27	II 負債の部			
28	1 流動負債			
29	未払金	11,163,237	43,808,217	△ 32,644,980
30	預り金	2,311,619	189,459	2,122,160
31	賞与引当金	4,311,706	3,440,213	871,493
32	前受金	0	0	0
33	流動負債合計	17,786,562	47,437,889	△ 29,651,327
34	2 固定負債			
35	退職給付引当金	19,019,375	16,999,601	2,019,774
36	リース債務	0	1,032,642	△ 1,032,642
37	固定負債合計	19,019,375	18,032,243	987,132
38	負債合計	36,805,937	65,470,132	△ 28,664,195
39	III 正味財産の部			
40	1 指定正味財産			
41	指定正味財産合計	0	0	0
42	2 一般正味財産			
43	一般正味財産合計	90,975,593	93,270,522	△ 2,294,929
44	(うち特定資産への充当額)	(59,639,320)	(57,501,026)	2,138,294
45	正味財産合計	90,975,593	93,270,522	△ 2,294,929
46	負債及び正味財産合計	127,781,530	158,740,654	△ 30,959,124

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日

(単位：円)

行番号	科目名称	当 年 度	前 年 度	増 減
1	I 一般正味財産増減の部			
2	1. 経常増減の部			
3	(1) 経常収益			
4	センター業務委託料等収益	53,168,353	0	53,168,353
5	受取センター業務委託料	33,435,102	0	33,435,102
6	受取材料費等	19,733,251	0	19,733,251
7	受託事業収益	113,053,042	573,798,081	△ 460,745,039
8	受取配分金	94,736,875	495,247,700	△ 400,510,825
9	受取材料費等	7,342,129	25,732,292	△ 18,390,163
10	受取事務費	10,974,038	52,818,089	△ 41,844,051
11	独自事業収益	721,380	663,186	58,194
12	受取配分金	657,412	599,794	57,618
13	受取事務費	63,968	63,392	576
14	労働者派遣事業等受託収益	8,467,302	7,378,696	1,088,606
15	労働者派遣事業受託収益	7,962,325	7,180,326	781,999
16	有料職業紹介事業受託収益	504,977	198,370	306,607
17	介護予防・日常生活支援総合事業収益	100,824	100,824	0
18	介護予防・日常生活支援総合事業保険報酬収益	90,732	90,732	0
19	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	10,092	10,092	0
20	受取会費	3,217,500	3,027,000	190,500
21	正会員受取会費	2,787,500	2,567,000	220,500
22	賛助会員受取会費	430,000	460,000	△ 30,000
23	受取補助金等	46,000,000	46,000,000	0
24	受取連合交付金	23,000,000	23,000,000	0
25	受取市補助金	23,000,000	23,000,000	0
26	高齢者活躍人材確保育成事業収益	234,843	322,067	△ 87,224
27	高齢者活躍人材確保育成事業収益	234,843	322,067	△ 87,224
28	受取寄付金	0	0	0
29	受取寄付金	0	0	0
30	特定資産運用益	69,421	49,499	19,922
31	特定資産受取利息	69,421	49,499	19,922
32	雑収益	20,934	9,857	11,077
33	受取利息	7,149	2,092	5,057
34	雑収益	13,785	7,765	6,020
35	経常収益計	225,053,599	631,349,210	△ 406,295,611
36	(2) 経常費用			
37	事業費	213,008,161	618,836,212	△ 405,828,051
38	受託事業支払配分金	94,736,875	495,247,700	△ 400,510,825
39	独自事業支払配分金	657,412	599,794	57,618
40	介護予防・日常生活支援総合事業支払配分金	79,404	77,877	1,527
41	支払材料費等	23,590,244	22,389,400	1,200,844
42	給料手当	30,447,307	25,327,675	5,119,632
43	臨時雇賃金	17,153,629	19,284,306	△ 2,130,677
44	法定福利費	8,128,128	8,194,254	△ 66,126
45	福利厚生費	199,087	264,226	△ 65,139
46	賞与引当金繰入	3,717,595	3,022,386	695,209
47	退職給付費用	2,570,759	2,005,333	565,426
48	会議費	87,407	73,463	13,944
49	旅費交通費	422,422	732,660	△ 310,238
50	通信運搬費	2,751,140	2,720,409	30,731
51	減価償却費	3,046,957	4,346,625	△ 1,299,668
52	什器備品費	0	206,642	△ 206,642
53	消耗品費	3,053,495	3,476,338	△ 422,843
54	修繕費	191,190	504,358	△ 313,168
55	印刷製本費	1,211,568	1,445,923	△ 234,355

行番号	科目名称	当 年 度	前 年 度	増 減
56	光熱水料費	788,804	837,598	△ 48,794
57	賃借料	2,299,950	1,598,805	701,145
58	支払保険料	3,821,911	3,779,178	42,733
59	諸謝金	2,472,160	3,518,141	△ 1,045,981
60	租税公課	4,035,799	12,350,173	△ 8,314,374
61	支払負担金	269,758	222,091	47,667
62	委託費	5,634,925	4,996,600	638,325
63	支払手数料	535,038	557,404	△ 22,366
64	支払利息	13,130	36,763	△ 23,633
65	雑 費	101,580	52,890	48,690
66	教材費	59,587	0	59,587
67	組織活動助成費	930,900	967,200	△ 36,300
68	貸倒引当金繰入	0	0	0
69	貸倒損失	0	0	0
70	管理費	14,340,367	11,858,080	2,482,287
71	役員報酬	540,000	540,000	0
72	給料手当	4,835,816	3,594,043	1,241,773
73	臨時雇賃金	1,703,522	1,637,248	66,274
74	法定福利費	1,166,242	1,041,044	125,198
75	福利厚生費	25,511	19,169	6,342
76	賞与引当金繰入	594,111	417,827	176,284
77	退職給付費用	389,095	191,061	198,034
78	会議費	15,840	14,236	1,604
79	旅費交通費	413,728	547,390	△ 133,662
80	通信運搬費	724,285	174,945	549,340
81	減価償却費	72,551	94,785	△ 22,234
82	什器備品費	0	23,661	△ 23,661
83	消耗品費	335,891	299,197	36,694
84	修繕費	9,913	24,514	△ 14,601
85	印刷製本費	309,981	333,272	△ 23,291
86	光熱水料費	59,370	63,042	△ 3,672
87	賃借料	108,189	104,267	3,922
88	支払保険料	153,489	152,982	507
89	諸謝金	0	0	0
90	租税公課	903,201	639,327	263,874
91	支払負担金	554,400	670,300	△ 115,900
92	委託費	1,334,530	1,142,194	192,336
93	支払手数料	43,466	41,159	2,307
94	支払利息	988	2,767	△ 1,779
95	雑 費	46,248	89,650	△ 43,402
96	経常費用計	227,348,528	630,694,292	△ 403,345,764
97	当期経常増減額	△ 2,294,929	654,918	△ 2,949,847
98	2. 経常外増減の部			
99	(1) 経常外収益			
100	車両運搬具売却益	0	0	0
101	貸倒引当金戻入	0	9,000	△ 9,000
102	経常外収益計	0	9,000	△ 9,000
103	(2) 経常外費用			
104	車両運搬具除却損	0	0	0
105	経常外費用計	0	0	0
106	当期経常外増減額	0	9,000	△ 9,000
107	当期一般正味財産増減額	△ 2,294,929	663,918	△ 2,958,847
108	一般正味財産期首残高	93,270,522	92,606,604	663,918
109	一般正味財産期末残高	90,975,593	93,270,522	△ 2,294,929
110	II 指定正味財産増減の部			
111	当期指定正味財産増減額	0	0	0
112	指定正味財産期首残高	0	0	0
113	指定正味財産期末残高	0	0	0
114	III 正味財産期末残高	90,975,593	93,270,522	△ 2,294,929

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産については、次の方法を採用し直接減価償却を実施している。

- (ア)有形固定資産 定額法
- (イ)無形固定資産 定額法
- (ウ)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(2) 引当金の計上方法

退職給付引当金 期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業退職共済給付額を控除した金額を計上している。

貸倒引当金 期末債権残高に対して過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を計上している。

賞与引当金 翌年度に支払われる職員の賞与の内、当年度に帰属する支給見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税込方式としている。

2 基本財産及び特定資産の増減及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
基本財産				
土 地	0	0	0	0
定期預金	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
財政運営資金積立資産	40,000,000	35,000,000	35,000,000	40,000,000
財政調整資金積立資産	364,836	0	0	364,836
減価償却引当資産	17,136,190	2,138,294	0	19,274,484
退職給付引当資産	16,999,601	2,019,774	0	19,019,375
小 計	74,500,627	39,158,068	35,000,000	78,658,695
合 計	74,500,627	39,158,068	35,000,000	78,658,695

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
土 地	0	(0)	(0)	(0)
定期預金	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	0	0	0
特定資産				
財政運営資金積立資産	40,000,000	(0)	(40,000,000)	(0)
財政調整資金積立資産	364,836	(0)	(364,836)	(0)
減価償却引当資産	19,274,484	(0)	(19,274,484)	(0)
退職給付引当資産	19,019,375	(0)	(0)	(19,019,375)
小 計	78,658,695	(0)	(59,639,320)	(19,019,375)
合 計	78,658,695	(0)	(59,639,320)	(19,019,375)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	12,883,673	12,883,668	5
什器備品	4,685,080	4,242,458	442,622
リース資産	4,906,074	4,906,074	0
ソフトウェア	523,940	523,940	0
合 計	22,998,767	22,556,140	442,627

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の交付額及び返還額

補助金等の内訳並びに交付者、当期の交付額及び返還額は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
高齢者就業機会確保事業費等補助金	国	-	23,000,000	23,000,000	0	-
シルバー人材センター事業運営費等補助金	市	-	23,000,000	23,000,000	0	-
合 計		0	46,000,000	46,000,000	0	

付属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

区 分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	財政運営資金積立資産	40,000,000	35,000,000	35,000,000	40,000,000
	財政調整資金積立資産	364,836	0	0	364,836
	減価償却引当資産	17,136,190	2,138,294	0	19,274,484
	退職給付引当資産	16,999,601	2,019,774	0	19,019,375
	特定資産計	74,500,627	39,158,068	35,000,000	78,658,695

2 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	16,999,601	2,019,774	0	0	19,019,375
貸倒引当金	0	0	0	0	0
賞与引当金	3,440,213	4,311,706	3,440,213	0	4,311,706

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額	
(流動資産)				
現金	手許保管	運転資金として	66,510	
預 金	富士信用金庫 吉原支店 (普通預金)	運転資金として	16,590,890	
	清水銀行 吉原支店 (普通預金)	運転資金として	4,974,986	
	ゆうちょ銀行 吉原店 (当座預金)	会員配分金振替・会費受入口座として	0	
未収金	富士市ほか	公益目的事業実施に伴う未収金	26,783,388	
貸倒引当金		債権の貸倒れによる損失に備えるもの	0	
流動資産合計			48,415,774	
(固定資産)				
特定資産	財政運営資金積立資産	富士信用金庫 吉原支店 (普通預金)	運転資金として管理されている預金	40,000,000
	財政調整資金積立資産	富士信用金庫 吉原支店 (普通預金)	運営資金として不測の事態に備えて管理されている預金	364,836
	減価償却引当資産	富士信用金庫 吉原支店 (定期預金)	固定資産買替え資金として管理されている預金	19,274,484
	退職給付引当資産	富士信用金庫 吉原支店 (定期預金)	職員の退職金支払いのために管理されている預金	19,019,375
その他固定資産	車輛運搬具	車輛(トラック)4台 その他車輛 1台	公益目的事業及び法人管理に使用している	5
	什器備品	健康測定機器等	公益目的事業に使用している	4
		事務用機器	公益目的事業及び法人管理に使用している	442,618
	電話加入権		電話回線使用のための加入権	224,224
	再資源化預託金		車輛のリサイクル預託金	40,210
リース資産	PC一式及びプリンタ	公益目的事業及び法人管理に使用している	0	
固定資産合計			79,365,756	
資 産 合 計			127,781,530	
(流動負債)				
未 払 金	シルバー人材センター会員	公益目的事業に供する会員配分金	7,542,615	
	富士市会計管理者他	公益目的事業に供する諸経費、車両及びOA機器リース料、消費税他	3,620,622	
預 り 金	会員業務委託料	包括的契約にかかる会員業務委託料	2,269,476	
	富士税務署他	職員等の源泉所得税、社会保険料他	42,143	
賞与引当金	職員に対するもの	令和8年6月支払いの賞与の内、当年度に帰属する支給見込額	4,311,706	
流動負債合計			17,786,562	
(固定負債)				
退職給付引当金	職員に対するもの	職員退職手当規程に基づく退職金要支給額	19,019,375	
リース債務	リコーリース(株)	公益目的事業運営・法人管理に使用しているOAシステムのリース債務金額	0	
固定負債合計			19,019,375	
負 債 合 計			36,805,937	
正味財産			90,975,593	

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日

(単位：円)

行番号	科目名称	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1. 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	センター業務委託料等収益	40,443,230	12,725,123	0	53,168,353
5	受取センター業務委託料	20,709,979	12,725,123	0	33,435,102
6	受取材料費等(包括契約分)	19,733,251	0	0	19,733,251
7	受託事業収益	113,053,042	0	0	113,053,042
8	受取配分金	94,736,875	0	0	94,736,875
9	受取材料費等	7,342,129	0	0	7,342,129
10	受取事務費	10,974,038	0	0	10,974,038
11	独自事業収益	721,380	0	0	721,380
12	受取配分金	657,412	0	0	657,412
13	受取事務費	63,968	0	0	63,968
14	労働者派遣事業等受託収益	8,467,302	0	0	8,467,302
15	労働者派遣事業受託収益	7,962,325	0	0	7,962,325
16	有料職業紹介事業受託収益	504,977	0	0	504,977
17	介護予防・日常生活支援総合事業収益	100,824	0	0	100,824
18	介護予防・日常生活支援総合事業保険報酬収益	90,732	0	0	90,732
19	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	10,092	0	0	10,092
20	受取会費	1,608,750	1,608,750	0	3,217,500
21	正会員受取会費	1,393,750	1,393,750	0	2,787,500
22	賛助会員受取会費	215,000	215,000	0	430,000
23	受取補助金等	46,000,000	0	0	46,000,000
24	受取連合交付金	23,000,000	0	0	23,000,000
25	受取市補助金	23,000,000	0	0	23,000,000
26	高齢者活躍人材確保育成事業収益	234,843	0	0	234,843
27	高齢者活躍人材確保育成事業収益	234,843	0	0	234,843
28	受取寄付金	0	0	0	0
29	受取寄付金	0	0	0	0
30	特定資産運用益	63,851	5,570	0	69,421
31	特定資産受取利息	63,851	5,570	0	69,421
32	雑収益	20,010	924	0	20,934
33	受取利息	7,149	0	0	7,149
34	雑収益	12,861	924	0	13,785
35	経常収益計	210,713,232	14,340,367	0	225,053,599
36	(2) 経常費用				
37	事業費	213,008,161		0	213,008,161
38	受託事業支払配分金	94,736,875		0	94,736,875
39	独自事業支払配分金	657,412		0	657,412
40	介護予防・日常生活支援総合事業支払配分金	79,404		0	79,404
41	支払材料費等	23,590,244		0	23,590,244
42	給料手当	30,447,307		0	30,447,307
43	臨時雇賃金	17,153,629		0	17,153,629
44	法定福利費	8,128,128		0	8,128,128
45	福利厚生費	199,087		0	199,087
46	賞与引当金繰入	3,717,595		0	3,717,595
47	退職給付費用	2,570,759		0	2,570,759
48	会議費	87,407		0	87,407
49	旅費交通費	422,422		0	422,422
50	通信運搬費	2,751,140		0	2,751,140
51	減価償却費	3,046,957		0	3,046,957
52	什器備品費	0		0	0
53	消耗品費	3,053,495		0	3,053,495
54	修繕費	191,190		0	191,190
55	印刷製本費	1,211,568		0	1,211,568

行番号	科目名称	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
56	光熱水料費	788,804		0	788,804
57	賃借料	2,299,950		0	2,299,950
58	支払保険料	3,821,911		0	3,821,911
59	諸謝金	2,472,160		0	2,472,160
60	租税公課	4,035,799		0	4,035,799
61	支払負担金	269,758		0	269,758
62	委託費	5,634,925		0	5,634,925
63	支払手数料	535,038		0	535,038
64	支払利息	13,130		0	13,130
65	雑費	101,580		0	101,580
66	教材費	59,587		0	59,587
67	組織活動助成費	930,900		0	930,900
68	貸倒引当金繰入	0		0	0
69	貸倒損失	0		0	0
70	管理費		14,340,367	0	14,340,367
71	役員報酬		540,000	0	540,000
72	給料手当		4,835,816	0	4,835,816
73	臨時雇賃金		1,703,522	0	1,703,522
74	法定福利費		1,166,242	0	1,166,242
75	福利厚生費		25,511	0	25,511
76	賞与引当金繰入		594,111	0	594,111
77	退職給付費用		389,095	0	389,095
78	会議費		15,840	0	15,840
79	旅費交通費		413,728	0	413,728
80	通信運搬費		724,285	0	724,285
81	減価償却費		72,551	0	72,551
82	什器備品費		0	0	0
83	消耗品費		335,891	0	335,891
84	修繕費		9,913	0	9,913
85	印刷製本費		309,981	0	309,981
86	光熱水料費		59,370	0	59,370
87	賃借料		108,189	0	108,189
88	支払保険料		153,489	0	153,489
89	諸謝金		0	0	0
90	租税公課		903,201	0	903,201
91	支払負担金		554,400	0	554,400
92	委託費		1,334,530	0	1,334,530
93	支払手数料		43,466	0	43,466
94	支払利息		988	0	988
95	雑費		46,248	0	46,248
96	経常費用計	213,008,161	14,340,367	0	227,348,528
97	当期経常増減額	△ 2,294,929	0	0	△ 2,294,929
98	2. 経常外増減の部				
99	(1) 経常外収益				
100	車両運搬具売却益	0	0	0	0
101	貸倒引当金戻入	0	0	0	0
102	経常外収益計	0	0	0	0
103	(2) 経常外費用				
104	車両運搬具除却損	0	0	0	0
105	経常外費用計	0	0	0	0
106	当期経常外増減額	0	0	0	0
107	当期一般正味財産増減額	△ 2,294,929	0	0	△ 2,294,929
108	一般正味財産期首残高				93,270,522
109	一般正味財産期末残高				90,975,593
110	II 正味財産期末残高				90,975,593

監査報告書

令和8年5月13日

公益社団法人
富士市シルバー人材センター
理事長 増田 正之 様

公益社団法人
富士市シルバー人材センター

監事 鈴木 守



監事 岡 利 徳



私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

イ. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

ロ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

報告第2号

令和8年度事業計画について

公益社団法人 富士市シルバー人材センター令和8年度事業計画について、財務規程第12条第2項の規定により総会に報告する。

令和8年6月18日提出

公益社団法人 富士市シルバー人材センター

理事長 増田正之

令和8年度 事業計画

I 基本方針

はじめに、わが国では、ガソリン等の暫定税率廃止や地域の裁量による給付金等、国や地方自治体による物価高対策によって国民生活の負担軽減が期待される一方で、海外情勢など外的要因による地域経済への影響が懸念されています。

当センターにおいては、富士市をはじめとする多くの発注者にご理解をいただき請負（委任）業務の包括的契約への移行が進んでいますが、引き続き発注者及び会員の皆様のご理解・ご協力をいただきながら円滑な事業運営を図ります。

会員拡大については、国の「新たな仲間づくり計画」を踏まえ、女性会員の獲得に向けた活動、SNSによる情報発信、及びセンター全体をあげてのイベント参加等を通じた普及啓発活動により、会員数の維持・増加を図ります。

就業拡大については、会員ニーズを把握し会員の能力等が生かせる就業機会の創出に努めるとともに、スマートフォン等を活用した業務の効率化、就業先の訪問など対面型の就業開拓活動を進めます。併せてさらなる就業機会の拡大のため、新しい視点での事業創出に取り組みます。

安全・適正就業については、最終年度を迎える第3次安全・適正就業対策基本計画に基づき、熱中症への対策強化や安全器具の利用促進を図るほか、草刈りや植木剪定作業時における動力機器使用時の事故防止、健康診断の受診奨励など、安全・安心に就業できる環境づくりに取り組みます。

加えて、ハラスメント防止基本方針の周知徹底を行い、会員が「働いていて楽しい」「これからも働きたい」と思っていただけのような職場環境の確保を図ります。

今後も、会員をはじめとした60歳以上の皆様方が、働き、学び、語り合う交流の場となるよう、利用者の利便性向上に向けた調整を行うなど、富士市高齢者就業センターの有効活用を進めます。

また、センターが提供するサービスの質の向上と経費の合理化を目指し、他センターの先進的な活動に学びながら、本計画に掲げた具体的な取組を推進します。

II 事業計画目標

1 会員数	1,370人
2 就業延人員	140,000人日
3 契約金額	6億9,000万円
(1) 請負・委任事業	1億3,000万円
(2) 包括的契約による事業	4億5,000万円
(3) 労働者派遣事業	1億1,000万円

III 事業実施計画

1 会員拡大の推進

会員の口コミやインターネットの活用、市民と直接触れ合う機会を生かした会員拡大に取り組めます。

(1) 会員の加入促進のため、普及啓発活動を強化・実施

- ア 「Web 入会システム」の活用とデジタル技術を活用した情報発信機能の強化
- イ 各種イベントや高齢者施設等におけるチラシ配布と出張入会説明会開催
- ウ 「会員紹介キャンペーン」の実施

(2) 会員による入会勧誘活動促進のための「シルバーポイント制度」の活用

(3) 女性委員会による女性向けイベント企画運営等の推進

(4) 会員間の交流を活発化させるため高齢者就業センターの活用促進

(5) 会員継続を促進するため「ゴールド会員制度」の活用

(6) 高齢者活躍人材確保育成事業の活用

(7) PDCAサイクルによる会員数の目標管理

2 就業機会の拡大

会員の就業ニーズに応じた就業機会の拡大に努め、人手不足分野の就労支援に取り組めます。

(1) フリーランス法の趣旨に基づいた包括的契約への移行

- (2) 人手不足分野における就業開拓
 - ア 出張一時保育事業の推進
 - イ 児童クラブへの人材派遣事業の推進
 - ウ 事務系職種就業開拓
- (3) 商工会議所等他団体との連携を通じた、事務系就業機会の拡大
- (4) 会員向けアプリ「Smile to Smile」の機能強化による就業情報や就業条件明示書・業務仕様書の提供
- (5) シルバー農園事業等の自主事業の検討
- (6) 公共事業受注拡大への取組

3 労働者派遣事業と職業紹介事業の取組

発注者から指揮命令を受ける場合や従業員との混在作業など請負・委任で受注の困難な業務は、(公社)静岡県シルバー人材センター連合会と連携して労働者派遣事業を展開し、会員の知識や経験を活かして就業機会を拡大するとともに適正就業及び「働き方改革」の徹底・確立を図ります。

また、求人者と求職者の雇用の成立を斡旋する職業紹介事業を推進します。

4 自主的組織運営の推進

- (1) 部会・委員会の機能の充実及び活性化と組織間の連携強化
- (2) 支部・地域班活動の合理化と役員負担軽減に向けた支援
- (3) 職群班の拡充・強化
- (4) 各種ボランティア活動など積極的な社会貢献の推進

5 安全・適正就業の推進

第3次安全・適正就業対策基本計画に基づき、就業中及び就業途上の事故発生を未然に防止するとともに適正就業の徹底・確立を図ります。

- (1) 「第3次安全・適正就業対策基本計画」に基づく実施計画の推進
 - ア 交通事故防止のため安全講習会などの実施

- イ 健康診断受診の奨励
 - ウ 事故発生の原因究明と対策の強化
 - エ 安全標語の募集を通じた安全意識の高揚
 - オ 就業現場での安全確認及び安全保護具の着用の徹底
 - カ 安全意識向上のため「安全ニュース」の発行
 - キ 草刈り作業における飛び石事故撲滅に向けた対策の継続
 - ク 植木剪定や草刈りなどにおける動力機器使用時の安全教育の徹底
- (2) 安全・適正就業強化月間（7月）を中心に安全・適正就業普及啓発活動の実施
 - (3) 安全・適正就業推進員及び安全・適正就業パトロール指導員による安全・適正就業の指導
 - (4) 「適正就業ガイドライン」の会員・発注者へ配布と周知
 - (5) 空調服等購入助成事業の推進
 - (6) 安全具頒布事業の実施
 - (7) ハラスメント防止基本方針の周知徹底による職場環境の確保

6 財政基盤の強化と運営体制の充実

公益社団法人として、公益性、法令遵守を重視し、富士市、(公社)全国シルバー人材センター事業協会、(公社)静岡県シルバー人材センター連合会及びハローワークと連携・協力を強化するとともに会員のセンター運営参画を推進します。

- (1) 補助金の確保
- (2) 事務局の労働環境整備による組織の活性化と生産性向上の推進

報告第 3 号

令和 8 年度収支予算について

公益社団法人 富士市シルバー人材センター令和 8 年度収支予算について、財務規程第 12 条第 2 項の規定により総会に報告する。

令和 8 年 6 月 18 日提出

公益社団法人 富士市シルバー人材センター

理事長 増 田 正 之

令和8年度 収支予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：千円)

行番号	科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
1	I 一般正味財産増減の部				
2	1 経常増減の部				
3	(1) 経常収益				
4	センター業務委託料等収益	53,050	55,550	△ 2,500	
5	受取材料費	19,410	19,500	△ 90	
6	受取センター業務委託料	33,640	36,050	△ 2,410	
7	受託事業収益	111,880	109,800	2,080	
8	受託事業受取配分金	93,090	93,000	90	
9	受託事業受取材料費等	7,340	7,400	△ 60	
10	受託事業受取事務費	11,450	9,400	2,050	10月から事務費11%
11	独自事業収益	780	780	0	
12	独自受取配分金	710	710	0	
13	独自受取事務費	70	70	0	
14	労働者派遣事業等受託収益	8,750	8,620	130	
15	労働者派遣事業受託収益	8,280	8,120	160	
16	有料職業紹介事業受託収益	470	500	△ 30	
17	介護予防・日常生活支援総合事業収益	100	100	0	
18	介護予防・日常生活支援総合事業保険報酬収益	90	90	0	
19	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担金収益	10	10	0	
20	受取会費	3,230	3,230	0	
21	正会員受取会費	2,800	2,800	0	
22	賛助会員受取会費	430	430	0	
23	受取補助金等	46,000	46,000	0	
24	受取連合交付金	23,000	23,000	0	
25	受取市補助金	23,000	23,000	0	
26	高齢者活躍人材確保育成事業収益	250	250	0	
27	高齢者活躍人材確保育成事業収益	250	250	0	
28	特定資産運用益	50	14	36	
29	特定資産受取利息	50	14	36	
30	雑収益	3	2	1	
31	受取利息	2	1	1	
32	雑収益	1	1	0	
33	経常収益計	224,093	224,346	△ 253	
34	(2) 経常費用				
35	事業費	218,804	214,309	4,495	
36	受託事業支払配分金	93,090	93,000	90	受託事業受取会員配分金と同額
37	支払材料費等	24,880	23,460	1,420	R8よりトラック用燃料含む
38	独自事業支払配分金	710	710	0	
39	介護予防・日常生活支援総合事業配分金	73	73	0	
40	給料手当	34,470	30,500	3,970	正規職員給与(1名新規採用)
41	賞与引当金繰入	4,090	3,720	370	
42	臨時雇賃金	19,410	17,300	2,110	臨職給与(安パト含む)
43	法定福利費	9,130	8,400	730	職員健保・労災保険料等
44	退職給付費用	2,470	2,700	△ 230	中小企業退職金掛金・引当金
45	福利厚生費	250	245	5	職員健康診断費用等
46	会議費	160	110	50	
47	旅費交通費	640	537	103	
48	通信運搬費	3,040	3,010	30	郵送・電話・ガソリン代等
49	減価償却費	33	3,089	△ 3,056	車・複合機更新→賃借料
50	什器備品費	48	47	1	
51	消耗品費	2,500	3,500	△ 1,000	トラック用燃料費を材料費へ
52	修繕費	150	241	△ 91	
53	印刷製本費	1,570	1,558	12	
54	光熱水費	870	990	△ 120	電気・ガス・水道代

行番号	科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
55	賃借料	3,820	2,300	1,520	OA・車両リース代
56	支払保険料	5,130	3,910	1,220	シルバー賠償・傷害保険等
57	諸謝金	10	2,700	△ 2,690	安パト分を臨時賃金へ
58	租税公課	4,270	4,192	78	
59	支払負担金	280	300	△ 20	
60	組織活動助成費	900	1,019	△ 119	
61	委託費	5,860	5,800	60	PC機器保守・HP維持等
62	教材費	130	70	60	
63	支払手数料	650	667	△ 17	
64	貸倒損失	0	0	0	
65	貸倒引当金繰入	0	0	0	
66	支払利息	0	41	△ 41	OAリース資産を賃借料に
67	雑費	170	120	50	
68	管理費	15,046	15,326	△ 280	
69	役員報酬費	540	540	0	
70	給料手当	5,620	4,850	770	
71	賞与引当金繰入	640	600	40	
72	臨時雇賃金	1,530	1,750	△ 220	
73	法定福利費	1,390	1,360	30	
74	退職給付費用	370	400	△ 30	
75	福利厚生費	30	30	0	
76	会議費	20	22	△ 2	
77	旅費交通費	420	490	△ 70	
78	通信運搬費	670	800	△ 130	
79	減価償却費	0	76	△ 76	
80	什器備品費	3	4	△ 1	
81	消耗品費	260	420	△ 160	
82	修繕費	3	10	△ 7	
83	印刷製本費	200	346	△ 146	
84	光熱水費	50	78	△ 28	
85	賃借料	240	140	100	
86	支払保険料	160	153	7	
87	諸謝金	0	0	0	
88	租税公課	870	980	△ 110	
89	支払負担金	560	580	△ 20	
90	委託費	1,310	1,530	△ 220	
91	支払手数料	50	57	△ 7	
92	支払利息	0	4	△ 4	
93	雑費	110	106	4	
94	経常費用計	233,850	229,635	4,215	
95	当期経常増減額	△ 9,757	△ 5,289	△ 4,468	
96	2 経常外増減の部	0	0	0	
97	(1) 経常外収益	0	0	0	
98	経常外収益計	0	0	0	
99	貸倒引当金戻入	0	0	0	
100	(2) 経常外費用	0	0	0	
101	経常外費用計	0	0	0	
102	当期経常外増減額	0	0	0	
103	当期一般正味財産増減額	△ 9,757	△ 5,289	△ 4,468	
104	一般正味財産期首残高	87,981	93,270	△ 5,289	
105	一般正味財産期末残高	78,224	87,981	△ 9,757	
106	II 指定正味財産増減の部	0	0	0	
107	当期指定正味財産増減額	0	0	0	
108	指定正味財産期首残高	0	0	0	
109	指定正味財産期末残高	0	0	0	
110	III 正味財産期末残高	78,224	87,981	△ 9,757	

令和8年度 収支予算書に係る注記

1 投資活動及び財務活動に関する見込み

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0
財政運営資金積立資産取崩収入	35,000	35,000	0
財政調整資金積立資産取崩収入	0	0	0
減価償却引当資産取崩収入	0	0	0
その他収入			0
車輛運搬具売却収入	0	0	0
預託金戻り収入	0	0	0
投資活動収入計	35,000	35,000	0
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出			
車輛運搬具購入支出	0	0	0
固定資産購入支出	0	0	0
特定資産取得支出			
退職給付引当資産取得支出	770	2,020	△ 1,250
財政運営資金積立資産取得支出	35,000	35,000	0
財政調整資金積立資産取得支出	0	0	0
減価償却引当資産取得支出	31	2,139	△ 2,108
その他支出			
預託金支出	0	0	0
投資活動支出計	35,801	39,159	△ 3,358
投資活動収支計	△ 801	△ 4,159	3,358
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
財務活動収入計	0	0	0
〈財務活動支出〉			
リース債務返済支出	0	1,076	△ 1,076
財務活動支出計	0	1,076	△ 1,076
財務活動収支計	0	△ 1,076	1,076

- 2 経常収益中の「受取配分金」、「受取材料費等」の増加に連動する経常費用中の「支払配分金」、「支払材料費等」に限り、予算額を超えて執行することができる。
- 3 正味財産期首残高は、前年度正味財産期末残高が確定されていないため令和6年度収支計算書の期末残高に令和7年度収支補正予算書の正味財産増減額を加えた金額を計上している。
- 4 令和8年度における短期借入金限度額は、1,000万円としている。
- 5 令和9年度から、カーリース2台分(日産クラブー 令和10年5月まで289,520円、スズキアルト 令和11年11月まで851,840円)の債務を負担する。
- 6 令和9年度からパソコン15台分他の債務(令和13年3月31日まで3,669,600円)を負担する。

参 考 資 料

- ・ 定 款
- ・ 令和8年度 賛助会員名簿

公益社団法人富士市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人富士市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を静岡県富士市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保するとともにこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供する事業
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）若しくはその能力を活用して行う業務に係る就業（静岡県知事から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定をうけたものに限る。）を希望する高齢者のための職業紹介事業又は労働者派遣事業
- (3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) 介護保険法における介護サービス事業
- (6) 前5号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 センターに次の会員を置く。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、センターの事業を理解している次のいずれにも該当する者
 - ア 富士市に居住する原則として60歳以上の健康で働く意欲がある者
 - イ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業により自己の労働能力を活用すること

によって自らの生きがいの充実、社会参加等を希望する者

(2) 賛助会員 センターの目的に賛同し、事業に協力する富士市内に住所又は事務所を有する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定により承認をしたときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

（会費等の負担）

第7条 センターの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拋出金品は返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は団体が解散したとき。
- (4) 個人にあっては富士市に住所を、団体にあっては富士市に事務所を有しなくなったとき。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第2条第3号に該当する者である場合。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第13条 総会は、定時総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 総会の運営に関する事項は、法令及び定款の定めによるもののほか、総会議事運営規程によるものとする。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日1週間（総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面または電磁的方法をもって、通知を発しなければならない。

（議長）

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面表決等）

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

（議事録）

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び議長の指名した出席理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、センターを代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、センターの業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長、若しくは公認会計士又は税理士の資格を有する監事及び常勤の役員には報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等に関する規程及び役員等の費用弁償に関する規程による。

(役員責任の免除)

第27条 センターは、理事及び監事の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (7) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長及び副理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 センターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供

するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項（定款を除く。）の書類は、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(剰余金の分配の制限)

第37条 センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項について、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 センターが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(事務局)

第43条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が定める。

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は山本誠、副理事長は鈴木利幸とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この変更は、平成25年6月18日から施行する。（第4条 事業の変更）

附 則

- 1 この変更は、平成28年6月20日から施行する。
（第4条及び第27条第2項 事業の変更 役員の実任の免除）

附 則

- 1 この変更は、平成29年6月22日から施行する。
（第4条 事業の変更）

附 則

- 1 この変更は、令和元年6月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（第26条 役員の実任等）

附 則

- 1 この変更は、令和2年6月20日から施行する。
（第13条 開催の変更）

附 則

- 1 この変更は、令和7年6月20日から施行する。
（第10条 会員資格喪失の追加、第14条招集方法の変更、第18条書面表決等の変更）

令和 8 年度 賛助会員名簿

賛助会員名	住 所	電話番号	加入年月日
富士商工会議所	富士市瓜島町 8 2	52-0995	S56. 7. 3
日本製紙(株) 富士工場	富士市比奈 7 9 8	57-3212	S57. 2. 25
(株)石井組	富士市水戸島元町 4 - 1 0	61-0390	S58. 4. 23
(一社)静岡県紙業協会	富士市大淵 2 5 9 0 - 1	35-5061	S58. 6. 13
富士信用金庫	富士市青島町 2 1 2	53-3001	S59. 4. 19
富士木材(株)	富士市大淵 3 8 0 0 - 8	36-1188	S59. 4. 27
平和建設(株)	富士市松岡 1 5 6 6 - 1	63-2711	S59. 9. 10
(株)昭和自動車学校	富士市比奈 2 2 2 0 - 1	38-0110	S60. 7. 25
富士伊豆農業協同組合 富士地区本部	富士市青島 2 0 0 - 1	51-2121	S60. 8. 1
(福)富士市社会福祉協議会	富士市本市場432-1富士市フィナンテ東館	64-6600	S60. 8. 3
(株)小林製作所	富士市水戸島 2 - 1 - 1	61-2400	S60. 8. 26
富士市技能職団体連絡協議会	富士市永田町 1 - 1 0 0 市役所内	51-0123	S60. 9. 6
富士市町内会連合会	富士市永田町 1 - 1 0 0 市役所内	51-0123	S61. 5. 8
旭化成(株) 富士支社	富士市鮫島 2 - 1	62-2111	S63. 4. 1
富士グリーン工業団地協同組合	富士市大淵 4 5 2 7 - 2 1	36-2200	H 2. 11. 7
(株)杉山商店	富士宮市東町 1 3 - 1 5	0544-27-1155	H 3. 6. 12
(医)百葉の会 湖山リハビリテーション病院	富士市大淵 4 0 5 - 2 5	36-2000	H 7. 6. 27
富士市商工会	富士市鷹岡本町 6 - 3	71-2358	H 8. 4. 1
(医)百葉の会 介護老人保健施設 ききょうの郷	富士市五貫島 1 7 5	65-2000	H10. 5. 22
(株)財商	富士市中里 9 3 1	38-0867	H12. 10. 17

賛助会員名	住所	電話番号	加入年月日
富士トラック(株)	富士市五貫島1414	61-0298	H12.10.13
(株)ニッポー	富士市大淵4527-4	36-0151	H12.10.18
(医)英志会 富士整形外科病院	富士市錦町1-4-23	51-3751	H12.10.23
マツタメ(株)	富士市津田165-1	52-2526	H12.10.25
富士ニュース社	富士市今泉1-15-14	52-0551	H12.11.7
富士防疫(株)	富士市前田728	32-1678	H12.11.16
富士センコー運輸(株)	富士市大野新田154-1	38-9816	H13.4.1
(医)紫苑会 富士いきいき病院	富士市天間1640-1	73-1919	H16.6.24
昭和油業(株)	富士市吉原1-11-23	52-4040	H17.5.2
(福)芙蓉会	富士市今泉2220	55-1118	H17.5.30
(株)エクセルツアーズ	富士市今泉3122	22-5711	H21.5.8
(株)マック	富士市今泉316-2	53-2755	H24.4.1
(株)秋山オート商会	富士市大淵2844-4	35-0019	H24.5.9
イーパワー(株)	富士市宮島55-8	63-5511	H24.11.8
(株)ヒライモータース	富士市蓼原164-5	61-2058	H26.10.4
(有)三光堂	富士市鈴川東町11-29	33-0245	H30.5.23
リカー&コンビニエンス はやし	富士市吉原3-5-4	52-1488	R2.6.15
時之栖ツアーズ(株) 富士営業所	富士市柚木203-1	67-0311	R3.4.28